

## 生活指導ガイドライン（問題行動生徒に対する反省指導と懲戒処分）

松商学園高等学校通信制課程

令和7(2025)年4月1日

### ●問題行動とは

#### (ア)「生徒心得」の違反など

1. 授業中、教員の指示に従わず、その円滑な実施を妨げる行為や授業妨害（本課程の「生徒心得」に違反した者）
2. カンニング等、不正受験
- 3 無断での遅刻・早退・欠席、教師に対する暴言、注意・指導に対する反抗・拒絶等

#### (イ)「交通関係」の違反

1. 無免許運転・無断免許取得（原付、自動二輪、自動車）
2. 道路交通法違反・交通マナー違反等

#### (ウ)その他の問題行動

1. 20歳未満の生徒の飲酒・喫煙等（同席していた者も指導の対象になる）
2. 20歳未満の生徒のパチンコ店・パチスロ店等への出入り
3. 定期券の不正使用等の不正乗車
4. 窃盗・万引き・占有離脱物横領の行為
5. 器物破損・放火・落書き等の行為
6. 暴力行為・金銭強要・危険物所持等
7. いじめ・嫌がらせ・威圧行為等
8. インターネット上での不正行為や学校・個人に対する誹謗中傷
9. 覚せい剤やシンナー等の薬物の所持・使用
10. 暴走行為などの反社会的な逸脱行為
11. わいせつ行為や売春・買春などの性の逸脱行為
12. 刃物などによって威嚇するなど、生命及び身体の安全を脅かす行為

### ●問題行動への対応

#### (ア)事実確認と情報収集

1. 生徒・保護者・関係者から心身の状態や人権に十分配慮しながら事情を聴取する。
2. 丁寧な事情聴取などで事実関係を確認する。

#### (イ)指導方針立案について

1. 問題行動発生の原因や背景を正確に把握した上で、指導の方向性を慎重に検討する。
2. 職員会議等で協議を尽くし、学校長の助言・指導・責任のもとに反省指導（説諭・訓

戒・謹慎）・懲戒処分（訓告・停学・退学）案を学校長が決定する。

(ウ)反省指導(説諭・訓戒・謹慎)について

① 説諭について

教頭が説諭を行う。

② 訓戒について

学校長が訓戒を行う。

③ 謹慎について

指導の一環であり、登校反省や家庭反省等の反省指導を行う。反省状況を担当教員で審議し、良好な場合には学校長が謹慎解除を行う。

1. 反省期間は、過去の指導例等に基づき、おおむね1週間程度を目安とするが、問題行動の内容・回数・重大性・反省状況によっては、反省期間が長期化したり、懲戒処分となる場合もありうる。
2. 反省期間中は生徒の学習権の保障に十分配慮する。
3. 反省指導については、本人・保護者への説明を十分に行い、理解を得るようにする。
4. 反省の方法(登校反省・家庭反省)についても、家庭事情等に配慮する。
5. 反省指導中は保護者との連絡を十分に取り合って指導を進める。

(エ)懲戒処分(訓告・停学・退学)について

反省指導の限度を超えた場合には、学校長が懲戒処分を行う。

①訓告について

学校長が訓告を行う。

②停学処分について

問題行動の内容・回数・重大性等について、担当教員で慎重審議の上、学校長が決定し処分を行う。

③退学処分について

以下の場合に該当し、かつ本人の平素の状況、他の生徒に与える影響等の要素を、該当学年・生徒指導部・職員会議等で慎重審議し、学校長が決定及び処分を行う。

1. 社会的に重大な問題行動を行った場合。
2. 問題行動が、複数回または相当の頻度や継続性を持って行われた場合。
3. 度重なる指導に従わない場合。

本人・保護者に対して退学勧告(自主退学又は転学)を行い、生徒・保護者から事情や意見を聴く機会を持つ。本人・保護者の同意が得られない場合退学処分を行う。また、上記1から3に該当する中で、問題行動の内容等が極めて重大であり他の生徒に重大な影響を与えると判断される場合には、退学勧告を行わずに退学処分を行う。